

令和5年1月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちカセットこんろ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電動アシスト自転車1件、電気ミニマット1件、自転車(サドル)1件、電子レンジ1件、照明器具1件、コントローラー(電気式床暖房用)1件、草刈機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200806	令和4年12月1日	令和5年1月12日	カセットこんろ	KC-112	株式会社ニチネン (輸入事業者)	死亡1名	飲食店で鉄板の上で当該製品に他社製のカセットボンベを装着して使用中、カセットボンベが破裂して腹部に当たり、3日後に死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年1月6日に公表したカセットボンベに関する事故(A202200765)と同一 令和4年12月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月6日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200807	令和3年9月3日	令和5年1月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月5日
A202200808	令和5年1月3日	令和5年1月12日	電気ミニマット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から20年以上経過した製品
A202200809	令和4年11月14日	令和5年1月13日	自転車(サドル)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、サドルが動き、転倒、左膝を負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月8日
A202200810	令和5年1月1日	令和5年1月13日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200811	令和4年12月17日	令和5年1月13日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月5日
A202200812	令和4年8月20日	令和5年1月13日	コントローラー(電気式床暖房用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年1月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200813	令和4年11月9日	令和5年1月13日	草刈機	火災	倉庫内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和4年11月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月11日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし